

岩美町国民健康保険運営協議会日程

令和3年5月12日（水）午後4時00分～
役場2F ミーティング室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 町長あいさつ

4 議事録署名委員指名

5 議 事

1) 令和3年度岩美町国民健康保険税（案）について

・・・P1～6

2) 令和3年度国民健康保険税の税率算定について

・・・P7～18

3) その他

6 その他

7 閉 会

○岩美町国民健康保険運営協議会規則

昭和 51 年 4 月 19 日
規則第 2 号

岩美町国民健康保険運営協議会規則(昭和 30 年岩美町規則第 4 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規則は、岩美町国民健康保険条例(昭和 34 年岩美町条例第 5 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

第 2 条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、会長が招集する。

2 会長は協議会を招集するときは、町長にこれを通知しなければならない。

3 協議会の会長を選挙するときは、第 1 項の規定にかかわらず町長がこれを招集する。

(議事)

第 3 条 協議会は、会長が議長となってこれを運営する。

第 4 条 協議会は、委員定数の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ開会することができない。

第 5 条 協議会の議事及び会議録の作成等については、岩美町議会会議規則の規定を準用する。

(答申)

第 6 条 会長は諮問事項の審議を終了し、議決を終わったときは、5 日以内に町長に答申しなければならない。

(建議及び報告)

第 7 条 会長は被保険者、その他利害関係者より申立のあった事項については、申立書又は聞取書を添えて町長に建議又は報告しなければならない。

第 8 条 会議録に署名すべき委員は、会長のほか 2 名とし、会議のはじめに会長が会議に諮ってこれを定める。ただし、あらかじめ会議の決定により順序を定めたときはこの限りでない。

(協議会の庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、国民健康保険主管課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岩美町国民健康保険運営協議会委員名簿

任 期：平成31年1月1日～令和3年12月31日

選 出 区 分	氏 名	備 考
被保険者代表	河 上 圭 子	
	船 木 道 代	
	森 田 加代子	
	橋 本 町 子	
医療機関代表	奥 田 敏 貴	
	藤 田 直 樹	
	永 美 善 男	
	尾 崎 隆 之	
公 益 代 表	上 村 榮	
	山 本 淳	会長
	西 浦 晶 義	
	谷 口 健 治	
計	1 2 名	

O

O

令和3年度（第1回）

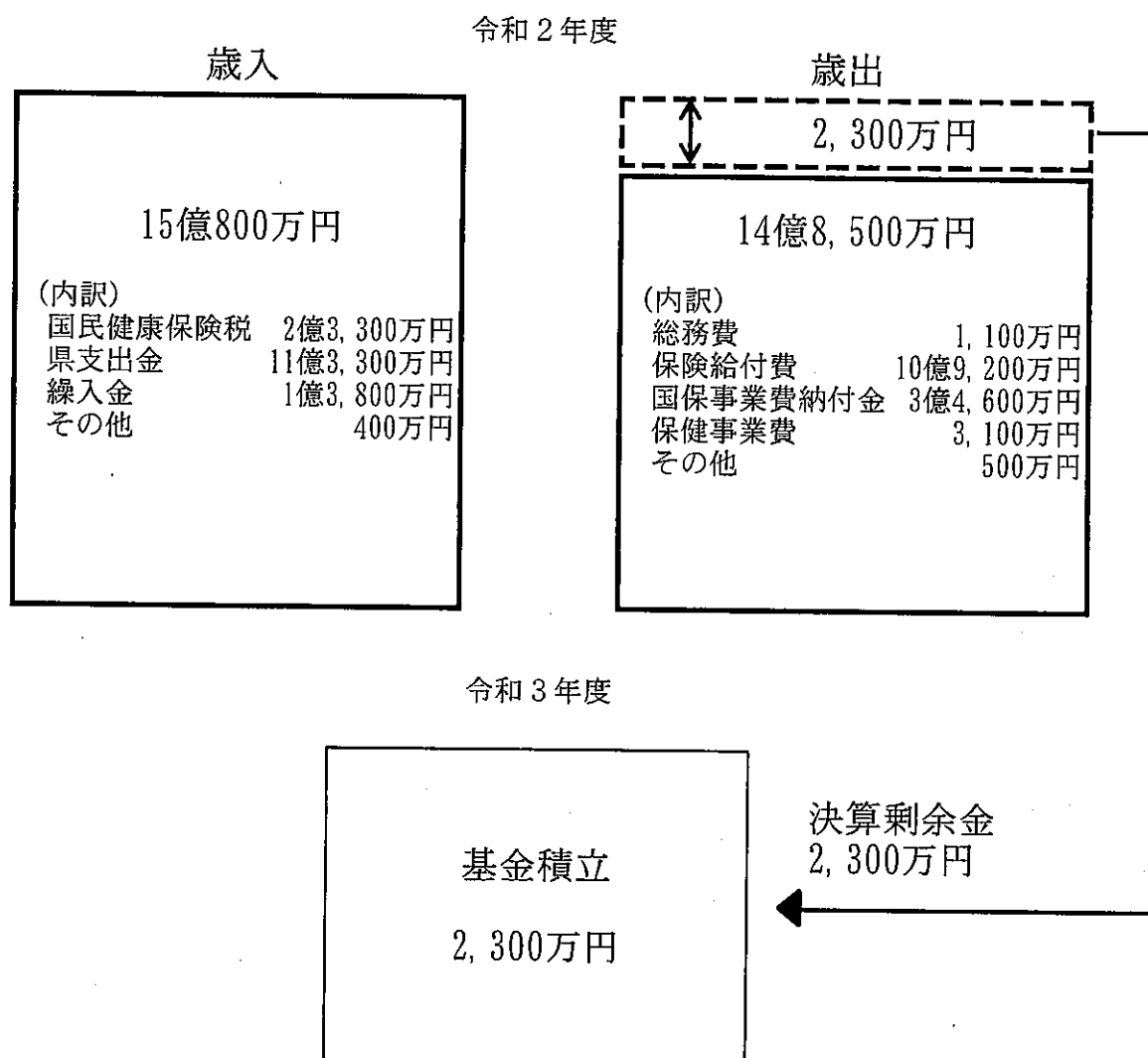
岩美町国民健康保険運営協議会資料

日時：令和3年5月12日（水）午後4時00分～

場所：岩美町役場 ミーティング室

岩 美 町

●令和2年度 国民健康保険特別会計決算見込



●国民健康保険積立基金管理状況

(単位:円)

年度	前年度決算 剰余金積立	積立	基金取り崩し	年度末残額
R 1	26,157,524	73,192	△36,201,000	204,746,993
R 2	31,720,175	88,637	△35,900,000	200,655,805
R 3	23,000,000	142,000	△25,001,000	198,796,805

◇令和3年度 岩美町国民健康保険税（案）について◇

◎被保険者の推移

[予算時ベース]

(単位：人)

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
医療分	2,697	2,757	2,790	2,810	2,918	2,964
後期高齢支援分 (一般+退職)	2,697	2,757	2,820	2,917	3,072	3,208
介護納付金分	766	820	866	910	1,047	1,129

[算定時ベース]

(単位：人)

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
医療分	2,692	2,737	2,771	2,806	2,884	2,933
後期高齢支援分 (一般+退職)	2,692	2,737	2,787	2,871	3,008	3,141
介護納付金分	742	802	831	936	994	1,080

◎保険税（1人平均）の推移

[予算時ベース]

(単位：円)

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
医療分	58,033	59,301	56,436	56,099	56,841	56,707
後期高齢支援分	19,234	19,600	20,950	21,218	19,658	18,478
小 計	77,267	78,901	77,386	77,317	76,499	75,185
介護納付金分	22,593	22,774	19,721	19,604	25,814	26,512
合 計	99,860	101,675	97,107	96,921	102,313	101,697

[算定時ベース]

(単位：円)

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
一般被保険者分	53,793	54,292	52,167	52,347	52,037	52,045
後期高齢支援分	19,270	21,298	21,198	21,558	20,077	19,219
小 計	73,063	75,590	73,365	73,905	72,114	71,264
介護納付金分	23,323	23,286	20,552	19,060	27,191	26,835
合 計	96,386	98,876	93,917	92,965	99,305	98,099

◇令和3年度 岩美町国民健康保険特別会計予算◇

1-1 令和3年度 医療給付費分予算 (0歳～74歳)

◎ 歳出予算

1,399,361千円

保険給付費	国保事業費納付金	保健事業	その他支出
1,126,878千円	222,610千円	32,356千円	17,517千円
療養給付費 948,360千円	一般被保険者分 222,610千円	特定健診 12,563千円	総務費 10,181千円
療養費 3,960千円	退職被保険者分 千円	保健衛生費 8,584千円	積立金 142千円
高額療養費 168,120千円		健康増進 11,209千円	公債費 千円
審査支払手数料 2,646千円		保健事業計 32,356千円	諸支出金(一般) 1,444千円
高額介護 410千円			病院線出金 3,750千円
移送費 20千円			予備費 2,000千円
出産一時金 2,522千円			その他支出計 17,517千円
葬祭費 840千円			
傷病手当金 千円			
保険給付費計 1,126,878千円			

◎ 歳入予算

1,399,361千円

保 險 税	県支出金	他会計繰入金 (一般会計繰入金)	積立基金繰入金	その他収入
現年度分 136,123千円 (調定額144,811千円)	1,155,277千円	69,374千円	25,001千円	346千円
滞納分 13,240千円				
滞納分内訳	普通交付金 1,123,516千円 特別交付金 31,761千円 県支出計 1,155,277千円	保健事業等 6,995千円 基盤安定負担金 43,339千円 財政安定化支援金 19,040千円 他会計繰入計 69,374千円	保険税軽減 23,000千円 償還金 1千円 予備費 2,000千円 基金繰入計 25,001千円	後付料及び手数料 94千円 財産収入 142千円 寄付金 1千円 繰越金 1千円 諸収入 108千円 その他収入計 346千円
一般8,180千円	退職200千円			
後期2,770千円	後期20千円			
介護2,020千円	介護50千円			

1-2 令和3年度 医療給付費分国保税率算定基礎資料

年 度 区 分	令和3年度 本算定 (3/31) 時	当初予算	令和2年度 本算定 (3/31) 時	当初予算
被保険者数 ①	2,692 人	2,697 人	2,737 人	2,757 人
一人当たり保険税額 ②	53,793 円	58,033 円	54,292 円	59,301 円
調定見込額 ①×②=③	144,811 千円	156,514 千円	148,598 千円	163,491 千円
徴収率(予定) ④	94.0 %	94.0 %	94.0 %	94.0 %
予 算 額 ③×④=⑤	136,123 千円	147,123 千円	139,682 千円	153,682 千円

	R3本算定	差額	R2本算定
後期高齢者支援税額	19,270円	△ 2,028円	21,298円
1人当り税額(一般+後期)	73,063円	△ 2,527円	75,590円

◎ 1人当たり保険税額(本算定)

令和2年度

54,292円

令和3年度

53,793円

△499円

II - 1 令和3年度 後期高齢者支援金分予算 (0歳～74歳)

◎ 後期高齢者分歳出予算 (見込) 71,598 千円 (国保事業費納付金)
 一般被保険者分: 71,598千円
 退職被保険者分: 千円

◎ 後期高齢者分歳入予算 (見込) 71,598 千円

保 険 税	保険基盤安定後期支援相当分
現年度分	
48,762千円	22,836千円
(調定額 51,874 千円)	

II - 2 令和3年度 後期高齢者支援金分国保税率算定基礎資料 (0歳～74歳)

区 分	令和3年度		令和2年度	
	本算定 (3/31) 時	当初予算時	本算定 (3/31) 時	当初予算時
被保険者数	人	人	人	人
①	2,692	2,697	2,737	2,757
1人当り保険税額	円	円	一般 2,771 退職 16 円	一般 2,790 退職 30 円
②	19,270	19,234	21,298	19,600
調定見込額	千円	千円	千円	千円
① × ② = ③	51,874	51,874	58,292	54,036
徴収率 (予定)	%	%	%	%
④	94.0	94.0	94.0	94.0
予 算 額	千円	千円	千円	千円
③ × ④ = ⑤	48,762	48,762	54,794	50,794

◎ 1人当たり保険税額 (本算定)

令和2年度
 21,298円
 令和3年度
 19,270円
△2,028円

Ⅲ－１ 令和3年度 介護納付金分予算（40歳～64歳）

◎ 介護納付金分歳出予算（見込） 21,544 千円（国保事業費納付金）

◎ 介護納付金分歳入予算（見込） 21,544 千円

保 険 税	保険基盤安定介護相当額
現年度分 16,268千円 (調定額 17,306 千円)	5,276千円

Ⅲ－２ 令和3年度 介護納付金分国保税率算定基礎資料（40歳～64歳）

区 分	令和3年度		令和2年度	
	本算定（3/31）時	当初予算時	本算定（3/31）時	当初予算時
被保険者数	人 742	人 766	人 802	人 820
① 1人当り保険税額	円 23,323	円 22,593	円 23,286	円 22,774
② 調定見込額	千円 17,306	千円 17,306	千円 18,675	千円 18,674
① × ② = ③ 徴収率（予定）	% 94.0	% 94.0	% 94.0	% 94.0
④ 予 算 額	千円 16,268	千円 16,268	千円 17,554	千円 17,554
③ × ④ = ⑤				

◎ 1人当たり保険税額（本算定）

令和2年度

23,286円

令和3年度

23,323円

37円

◎岩美町国民健康保険特別会計

1 岩美町国民健康保険積立基金管理状況

(単位：円)

年度	前年度決算 剰余金積立	利子積立	基金取り崩し	年度末残額
H9	14,000,000	1,073,672		267,669,853
10	1,200,000	1,147,259	△ 4,000,000	274,017,112
11	300,000	870,778	△ 25,000,000	242,187,890
12	4,100,000	614,715	△ 47,400,000	199,502,605
13	4,200,000	316,478	△ 20,000,000	184,019,083
14	5,200,000	7,357	△ 22,000,000	167,226,440
15	4,900,000	3,545	△ 10,000,000	162,129,985
16	13,000,000	3,468	0	175,133,453
17	45,000,000	374	0	220,133,827
18	31,000,000	124,108	0	251,257,935
19	20,000,000	895,614	0	272,153,549
20	23,000,000	1,040,085	0	296,193,634
21	40,000,000	939,293	△ 45,000,000	292,132,927
22	12,000,000	464,519	△ 112,000,000	192,597,446
23	26,000,000	124,144	△ 30,000,000	188,721,590
24	27,000,000	89,750	△ 30,000,000	185,811,340
25	31,000,000	226,763	△ 20,000,000	197,038,103
26	34,000,000	153,179	△ 40,000,000	191,191,282
27	22,000,000	155,594	△ 65,000,000	148,346,876
28	34,000,000	75,594	△ 53,000,000	129,422,470
29	46,000,000	65,072	△ 20,000,000	155,487,542
30	79,018,014	38,721	△ 19,827,000	214,717,277
R1	26,157,524	73,192	△ 36,201,000	204,746,993
2	31,720,175	88,637	△ 35,900,000	200,655,805
3	23,000,000	142,000	△ 25,001,000	198,796,805

令和3年度国民健康保険税の税率算定資料

I 医療給付費分

1 国保加入の状況

(令和3年4月1日現在)

項 目		世 帯 数	被 保 険 者	課税総所得金額	固定資産税総額	備 考
世 帯 別		(平等割) 世帯	(均等割) 人	(所得割) 千円	(資産割) 千円	
一般世帯(特定世帯等以外の世帯)	令和2年度	1,493	2,514	1,088,949	65,114	
	令和3年度	1,510	2,475	1,131,908	65,309	
一 般 世 帯 (特定・継続世帯)	令和2年度	223	223	一般世帯(特定世帯等以外の世帯)に含む		
	令和3年度	217	217	一般世帯(特定世帯等以外の世帯)に含む		
計	令和2年度	1,716	2,737	1,088,949	65,114	
	令和3年度	1,727	2,692	1,131,908	65,309	

2 軽減前の額 175,432 千円

調定見込み額 144,811 千円 (1人当り 53,793 円×2,692 人)

3 所得割、資産割、均等割、平等割に応ずる額

所 得 割 175,432 千円×40/100≒ 70,173 千円

資 産 割 175,432 千円×10/100≒ 17,543 千円

均 等 割 175,432 千円×35/100≒ 61,401 千円

平 等 割 175,432 千円×15/100≒ 26,315 千円

4 税率

所 得 割 $\frac{\text{調定額 } 70,173 \text{ 千円} + \text{限度超過分 } 3,401 \text{ 千円}}{\text{所得割算定基礎額 } 1,131,908 \text{ 千円}} \approx \frac{6.5}{100}$

資 産 割 $\frac{\text{調定額 } 17,543 \text{ 千円} + \text{限度超過分 } 743 \text{ 千円}}{\text{固定資産税額 } 65,309 \text{ 千円}} \approx \frac{28.0}{100}$

均 等 割 $\frac{\text{調 定 額 } 61,401 \text{ 千円}}{\text{被 保 険 者 数 } 2,692 \text{ 人}} \approx 22,810 \text{ 円}$

平 等 割 $\frac{\text{調 定 額 } 24,434 \text{ 千円}}{\text{世 帯 数 } 1,510 \text{ 世帯}} \approx 16,190 \text{ 円}$
(特定世帯等以外の世帯)

平 等 割 $\frac{\text{調 定 額 } 1,505 \text{ 千円}}{\text{世 帯 数 } 186 \text{ 世帯}} \approx 8,090 \text{ 円}$
(特定世帯)

平 等 割 $\frac{\text{調 定 額 } 376 \text{ 千円}}{\text{世 帯 数 } 31 \text{ 世帯}} \approx 12,140 \text{ 円}$
(継続世帯)

5 軽減額 30,621 千円

6 課税限度額 630 千円

7 限度超過見込額 4,144 千円 (内訳 所得割 3,401 千円 資産割 743 千円)

8 減額する額

(1) 算出方法

減額は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額から行う。その額は、当該年度分の被保険者均等割額または、世帯別平等割額から区分に応じて7割、5割、2割を軽減する。

(2) 総所得金額が43万円以下の場合（7割軽減）

（給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算）

① 被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第1号ア）

$22,810 \text{ 円} \times 7 / 10 = 15,970 \text{ 円}$ （減額後の額 6,840 円）

② 世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第1号イ（ア）（イ）（ウ））

（ア）特定世帯等以外の世帯

$16,190 \text{ 円} \times 7 / 10 = 11,340 \text{ 円}$ （減額後の額 4,850 円）

（イ）特定世帯

$8,090 \text{ 円} \times 7 / 10 = 5,670 \text{ 円}$ （減額後の額 2,420 円）

（ウ）特定継続世帯

$12,140 \text{ 円} \times 7 / 10 = 8,500 \text{ 円}$ （減額後の額 3,640 円）

(3) 総所得金額等の合計額が43万円に被保険者1人当たり28万5千円を加算した額を超えない世帯の場合（5割軽減）

（給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算）

① 被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第2号ア）

$22,810 \text{ 円} \times 5 / 10 = 11,410 \text{ 円}$ （減額後の額 11,400 円）

② 世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第2号イ（ア）（イ）（ウ））

（ア）特定世帯等以外の世帯

$16,190 \text{ 円} \times 5 / 10 = 8,100 \text{ 円}$ （減額後の額 8,090 円）

（イ）特定世帯

$8,090 \text{ 円} \times 5 / 10 = 4,050 \text{ 円}$ （減額後の額 4,040 円）

（ウ）特定継続世帯

$12,140 \text{ 円} \times 5 / 10 = 6,070 \text{ 円}$ （減額後の額 6,070 円）

(4) 総所得金額等の合計額が43万円に被保険者1人当たり52万円を加算した額を超えない世帯の場合（2割軽減）

（給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算）

① 被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第3号ア）

$22,810 \text{ 円} \times 2 / 10 = 4,570 \text{ 円}$ （減額後の額 18,240 円）

② 世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第3号イ（ア）（イ）（ウ））

（ア）特定世帯等以外の世帯

$16,190 \text{ 円} \times 2 / 10 = 3,240 \text{ 円}$ （減額後の額 12,950 円）

（イ）特定世帯

$8,090 \text{ 円} \times 2 / 10 = 1,620 \text{ 円}$ （減額後の額 6,470 円）

（ウ）特定継続世帯

$12,140 \text{ 円} \times 2 / 10 = 2,430 \text{ 円}$ （減額後の額 9,710 円）

年度別負担状況

区 分 年 度 等	調定見込額	世 帯 数	被保険者数	1世帯当り	被保険者1人	負担限度額	限度額	備 考
	千円	世帯数	人	負担額 円	当り負担額 円	千円	超過件数 件	
平成29年度(イ)	150,074	1,756	2,884	85,464	52,037	540	18	
平成30年度(ロ)	146,886	1,747	2,806	84,079	52,347	580	12	
平成元年度(ハ)	144,554	1,723	2,771	83,897	52,167	610	6	
令和2年度(ニ)	148,598	1,716	2,737	86,596	54,292	630	6	
令和3年度(ホ)	144,811	1,727	2,692	83,851	53,793	630	8	
増減(ホ) - (ニ)	-3,787	11	-45	-2,745	-499	0	2	
比 率 %	(ロ) ÷ (イ)	97.9	99.5	97.3	98.4	100.6	107.4	66.7
	(ハ) ÷ (ロ)	98.4	98.6	98.8	99.8	99.7	105.2	50.0
	(ニ) ÷ (ハ)	102.8	99.6	98.8	103.2	104.1	103.3	100.0
	(ホ) ÷ (ニ)	97.5	100.6	98.4	96.8	99.1	100.0	133.3

税率等の対比

区 分	年 度 別	A	B	C	D	対 比			備 考
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	B ÷ A	C ÷ B	D ÷ C	
税 率	所得割額	6.7%	6.5%	6.8%	6.5%	97.0	104.6	95.6	
	資産割額	30.0%	29.1%	28.5%	28.0%	97.0	97.9	98.2	
	均等割額	22,290円	21,960円	22,960円	22,810円	98.5	104.6	99.3	
	平等割額	16,030円	16,170円	16,700円	16,190円	100.9	103.3	96.9	
7割軽減	被保険者1人当り	15,600円	15,380円	16,080円	15,970円	98.6	104.6	99.3	
	世帯平等割額	11,220円	11,320円	11,690円	11,340円	100.9	103.3	97.0	
5割軽減	被保険者1人当り	11,150円	10,980円	11,480円	11,410円	98.5	104.6	99.4	
	世帯平等割額	8,020円	8,090円	8,350円	8,100円	100.9	103.2	97.0	
2割軽減	被保険者1人当り	4,460円	4,400円	4,600円	4,570円	98.7	104.5	99.3	
	世帯平等割額	3,210円	3,240円	3,340円	3,240円	100.9	103.1	97.0	

(軽減世帯の実質負担額)

7割軽減	被保険者1人当り	6,690円	6,580円	6,880円	6,840円	98.4	104.6	99.4	
	世帯平等割額	4,810円	4,850円	5,010円	4,850円	100.8	103.3	96.8	
5割軽減	被保険者1人当り	11,140円	10,980円	11,480円	11,400円	98.6	104.6	99.3	
	世帯平等割額	8,010円	8,080円	8,350円	8,090円	100.9	103.3	96.9	
2割軽減	被保険者1人当り	17,830円	17,560円	18,360円	18,240円	98.5	104.6	99.3	
	世帯平等割額	12,820円	12,930円	13,360円	12,950円	100.9	103.3	96.9	

医療給付費の設例（応能50：応益50）

年度、項目	令和3年度 A			令和2年度 B			A-B A/B %
	所得割資産	均等割	平割保 税	所得割資産	均等割	平割保 税	
所得及び資産、人数							
所得割算定基礎額	0円						
固定資産税額	0円						
被保険者数	2人						
所得割算定基礎額	200,000円						
固定資産税額	15,000円						
被保険者数	2人						
所得割算定基礎額	650,000円						
固定資産税額	15,000円						
被保険者数	2人						
所得割算定基礎額	1,000,000円						
固定資産税額	15,000円						
被保険者数	2人						
所得割算定基礎額	2,000,000円						
固定資産税額	15,000円						
被保険者数	2人						
所得割算定基礎額	2,000,000円						
固定資産税額	15,000円						
被保険者数	4人						
所得割算定基礎額	4,000,000円						
固定資産税額	15,000円						
被保険者数	4人						
所得割算定基礎額	4,920,000円						
固定資産税額	15,000円						
被保険者数	4人						
令和3年度 A	令和2年度 B	令和3年度 A	令和2年度 B	令和3年度 A	令和2年度 B	令和3年度 A	令和2年度 B
所得割資産	均等割	平割保 税	所得割資産	均等割	平割保 税	所得割資産	均等割
13,000	4,200	8,090	13,600	4,275	8,350	13,760	5,010
42,250	4,200	12,950	44,200	4,275	13,360	45,920	16,700
65,000	4,200	16,190	68,000	4,275	16,700	136,000	16,700
130,000	4,200	16,190	136,000	4,275	16,700	136,000	16,700
130,000	4,200	16,190	136,000	4,275	16,700	136,000	16,700
260,000	4,200	16,190	272,000	4,275	16,700	272,000	16,700
319,800	4,200	16,190	334,560	4,275	16,700	334,560	16,700
令和3年度 A	令和2年度 B	令和3年度 A	令和2年度 B	令和3年度 A	令和2年度 B	令和3年度 A	令和2年度 B
(7割)	430,000円	令和3年度税率 6.5%	(7割)	330,000円	令和2年度税率 6.8%	(7割)	330,000円
(5割)	1,000,000円	所得割 資産割 均等割 平等割	(5割)	900,000円	所得割 資産割 均等割 平等割	(5割)	900,000円
(4割)	28,810円		(4割)	22,960円		(4割)	22,960円
(2割)	16,190円		(2割)	16,190円		(2割)	16,190円
基礎控除額	430,000円		基礎控除額	330,000円		基礎控除額	330,000円
課税限度額	630,000円		課税限度額	630,000円		課税限度額	630,000円

II 後期高齢者支援金等分

1 国保加入の状況

(令和3年4月1日現在)

項 目 世 帯 別		世 帯 数 (平等割) 世帯	被 保 険 者 (均等割) 人	課税総所得金額 (所得割) 千円	固定資産税総額 (資産割) 千円	備 考
一般世帯(特定世帯等以外の世帯)	令和2年度	1,493	2,514	1,088,949	65,114	
	令和3年度	1,510	2,475	1,131,908	65,309	
一 般 世 帯 (特定・継続世帯)	令和2年度	223	223	一般世帯(特定世帯等以外の世帯)に含む		
	令和3年度	217	217	一般世帯(特定世帯等以外の世帯)に含む		
計	令和2年度	1,716	2,737	1,088,949	65,114	
	令和3年度	1,727	2,692	1,131,908	65,309	

2 軽減前の額 62,851 千円

調定見込み額 51,874 千円 (1人当り 19,270 円× 2,692 人)

3 所得割、資産割、均等割、平等割に応ずる額

所 得 割 62,851 千円×40/100≒ 25,140 千円

資 産 割 62,851 千円×10/100≒ 6,285 千円

均 等 割 62,851 千円×35/100≒ 21,998 千円

平 等 割 62,851 千円×15/100≒ 9,428 千円

4 税率

所 得 割 $\frac{\text{調定額 } 25,140 \text{ 千円} + \text{限度超過分 } 2,025 \text{ 千円}}{\text{所得割算定基礎額 } 1,131,908 \text{ 千円}} \approx \frac{2.4}{100}$

資 産 割 $\frac{\text{調定額 } 6,285 \text{ 千円} + \text{限度超過分 } 376 \text{ 千円}}{\text{固定資産税額 } 65,309 \text{ 千円}} \approx \frac{10.2}{100}$

均 等 割 $\frac{\text{調 定 額 } 21,998 \text{ 千円}}{\text{被 保 険 者 数 } 2,692 \text{ 人}} \approx 8,180 \text{ 円}$

平 等 割 (特定世帯等以外の世帯) $\frac{\text{調 定 額 } 8,754 \text{ 千円}}{\text{世 帯 数 } 1,510 \text{ 世帯}} \approx 5,800 \text{ 円}$

平 等 割 (特定世帯) $\frac{\text{調 定 額 } 539 \text{ 千円}}{\text{世 帯 数 } 186 \text{ 世帯}} \approx 2,900 \text{ 円}$

平 等 割 (継続世帯) $\frac{\text{調 定 額 } 135 \text{ 千円}}{\text{世 帯 数 } 31 \text{ 世帯}} \approx 4,350 \text{ 円}$

5 軽減額 10,977 千円

6 課税限度額 190 千円

7 限度超過見込額 2,401 千円

(内訳 所得割 2,025 千円 資産割 376 千円)

8 減額する額

(1) 算出方法

減額は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額から行う。その額は、当該年度分の被保険者均等割額または、世帯別平等割額から区分に応じて7割、5割、2割を軽減する。

(2) 総所得金額が43万円以下の場合（7割軽減）

（給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算）

① 被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第1号ウ）

$$8,180 \text{ 円} \times 7 / 10 = 5,730 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 2,450 \text{ 円})$$

② 世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第1号エ(ア)(イ)(ウ)）

(ア) 特定世帯等以外の世帯

$$5,800 \text{ 円} \times 7 / 10 = 4,060 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 1,740 \text{ 円})$$

(イ) 特定世帯

$$2,900 \text{ 円} \times 7 / 10 = 2,030 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 870 \text{ 円})$$

(ウ) 特定継続世帯

$$4,350 \text{ 円} \times 7 / 10 = 3,050 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 1,300 \text{ 円})$$

(3) 総所得金額等の合計額が43万円に被保険者1人当たり28万5千円を加算した額を超えない世帯の場合（5割軽減）

（給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算）

① 被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第2号ウ）

$$8,180 \text{ 円} \times 5 / 10 = 4,090 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 4,090 \text{ 円})$$

② 世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第2号エ(ア)(イ)(ウ)）

(ア) 特定世帯等以外の世帯

$$5,800 \text{ 円} \times 5 / 10 = 2,900 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 2,900 \text{ 円})$$

(イ) 特定世帯

$$2,900 \text{ 円} \times 5 / 10 = 1,450 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 1,450 \text{ 円})$$

(ウ) 特定継続世帯

$$4,350 \text{ 円} \times 5 / 10 = 2,180 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 2,170 \text{ 円})$$

(4) 総所得金額等の合計額が43万円に被保険者1人当たり52万円を加算した額を超えない世帯の場合（2割軽減）

（給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算）

① 被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第3号ウ）

$$8,180 \text{ 円} \times 2 / 10 = 1,640 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 6,540 \text{ 円})$$

② 世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第3号エ(ア)(イ)(ウ)）

(ア) 特定世帯等以外の世帯

$$5,800 \text{ 円} \times 2 / 10 = 1,160 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 4,640 \text{ 円})$$

(イ) 特定世帯

$$2,900 \text{ 円} \times 2 / 10 = 580 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 2,320 \text{ 円})$$

(ウ) 特定継続世帯

$$4,350 \text{ 円} \times 2 / 10 = 870 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 3,480 \text{ 円})$$

年度別負担状況

区 分 年 度 等	調定見込額	世 帯 数	被保険者数	1世帯当り	被保険者1人	負担限度額	限 度 額	備 考
	千円	世帯数	人	負 担 額 円	当り負担額 円	千円	超 過 件 数 件	
平成29年度(イ)	60,391	1,799	3,008	33,569	20,077	190	19	
平成30年度(ロ)	61,892	1,765	2,871	35,066	21,558	190	23	
平成元年度(ハ)	59,078	1,727	2,787	34,208	21,198	190	17	
令和2年度(ニ)	58,292	1,716	2,737	33,970	21,298	190	17	
令和3年度(ホ)	51,874	1,727	2,692	30,037	19,270	190	11	
増減(ホ) - (ニ)	-6,418	11	-45	-3,933	-2,028	0	-6	
比 率 %	(ロ) ÷ (イ)	102.5	98.1	95.4	104.5	107.4	100.0	121.1
	(ハ) ÷ (ロ)	95.5	97.8	97.1	97.6	98.3	100.0	73.9
	(ニ) ÷ (ハ)	98.7	99.4	98.2	99.3	100.5	100.0	100.0
	(ホ) ÷ (ニ)	89.0	100.6	98.4	88.4	90.5	100.0	64.7

税率等の対比

区 分	年 度 別	A	B	C	D	対 比			備 考
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	B ÷ A	C ÷ B	D ÷ C	
税 率	所 得 割 額	2.8%	2.7%	2.7%	2.4%	96.4	100.0	88.9	
	資 産 割 額	13.1%	12.1%	11.3%	10.2%	92.4	93.4	90.3	
	均 等 割 額	9,230円	8,860円	8,980円	8,180円	96.0	101.4	91.1	
	平 等 割 額	6,720円	6,550円	6,540円	5,800円	97.5	99.8	88.7	
7割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	6,460円	6,210円	6,290円	5,730円	96.1	101.3	91.1	
	世 帯 平 等 割 額	4,700円	4,590円	4,580円	4,060円	97.7	99.8	88.6	
5割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	4,620円	4,430円	4,490円	4,090円	95.9	101.4	91.1	
	世 帯 平 等 割 額	3,360円	3,280円	3,270円	2,900円	97.6	99.7	88.7	
2割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	1,850円	1,780円	1,800円	1,640円	96.2	101.1	91.1	
	世 帯 平 等 割 額	1,340円	1,310円	1,310円	1,160円	97.8	100.0	88.5	

(軽減世帯の実質負担額)

7割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	2,770円	2,650円	2,690円	2,450円	95.7	101.5	91.1	
	世 帯 平 等 割 額	2,020円	1,960円	1,960円	1,740円	97.0	100.0	88.8	
5割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	4,610円	4,430円	4,490円	4,090円	96.1	101.4	91.1	
	世 帯 平 等 割 額	3,360円	3,270円	3,270円	2,900円	97.3	100.0	88.7	
2割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	7,380円	7,080円	7,180円	6,540円	95.9	101.4	91.1	
	世 帯 平 等 割 額	5,380円	5,240円	5,230円	4,640円	97.4	99.8	88.7	

後期高齢者支援金等分の設例（応能50：応益50）

年度、項目	令和3年度 A				令和2年度 B				A-B 円	
	所得	資産	均等割	平割	均等割	平割	均等割	平割	税	%
所得及び資産、人数	0円									
所得割算定基礎額	0円									
固定資産税額										
被保険者数	2人									
所得割算定基礎額	200,000円									
固定資産税額	15,000円									
被保険者数	2人									
所得割算定基礎額	650,000円									
固定資産税額	15,000円									
被保険者数	2人									
所得割算定基礎額	1,000,000円									
固定資産税額	15,000円									
被保険者数	2人									
所得割算定基礎額	2,000,000円									
固定資産税額	15,000円									
被保険者数	2人									
所得割算定基礎額	2,000,000円									
固定資産税額	15,000円									
被保険者数	4人									
所得割算定基礎額	4,000,000円									
固定資産税額	15,000円									
被保険者数	4人									
所得割算定基礎額	4,920,000円									
固定資産税額	15,000円									
被保険者数	4人									
軽減世帯の基準となる総所得額	2人									
基礎控除額	430,000円									
課税限度額	190,000円									

Ⅲ 介護納付金分

1 国保加入者の40歳～64歳被保険者状況

(令和3年4月1日現在)

世帯別	項目	世帯数 (平等割)	被保険者 (均等割)	課税総所得金額 (所得割) 千円	固定資産税総額 (資産割) 千円	備考
一般世帯	令和2年度	615	802	334,334	12,118	
	令和3年度	574	742	346,814	11,565	
計	令和2年度	615	802	334,334	12,118	
	令和3年度	574	742	346,814	11,565	

2 軽減前の額 20,128 千円

調定見込み額 17,306 千円 (1人当り 23,323円× 742人)

3 所得割、資産割、均等割、平等割に応ずる額

所得割 20,128 千円×40/100= 8,051 千円

資産割 20,128 千円×10/100= 2,013 千円

均等割 20,128 千円×35/100= 7,045 千円

平等割 20,128 千円×15/100= 3,019 千円

4 税率

所得割 $\frac{\text{調定額 } 8,051 \text{ 千円} + \text{限度超過分 } 619 \text{ 千円}}{\text{所得割算定基礎額 } 346,814 \text{ 千円}} = \frac{2.5}{100}$

資産割 $\frac{\text{調定額 } 2,013 \text{ 千円} + \text{限度超過分 } 92 \text{ 千円}}{\text{固定資産税額 } 11,565 \text{ 千円}} = \frac{18.2}{100}$

均等割 $\frac{\text{調定額 } 7,045 \text{ 千円}}{\text{被保険者数 } 742 \text{ 人}} = 9,500 \text{ 円}$

平等割 $\frac{\text{調定額 } 3,019 \text{ 千円}}{\text{世帯数 } 574 \text{ 世帯}} = 5,260 \text{ 円}$

5 軽減額 2,822 千円

6 課税限度額 170 千円

7 限度超過見込額 711 千円 (内訳 所得割 619 千円 資産割 92 千円)

8 減額する額

(1) 算出方法

減額は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額から行う。その額は、当該年度分の被保険者均等割額または、世帯別平等割額から区分に応じて7割、5割、2割を軽減する。

(2) 総所得金額が43万円以下の場合（7割軽減）

（給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算）

① 被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第1号オ）

$$9,500 \text{ 円} \times 7 / 10 = 6,650 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 2,850 \text{ 円})$$

② 世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第1号カ）

$$5,260 \text{ 円} \times 7 / 10 = 3,690 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 1,570 \text{ 円})$$

(3) 総所得金額等の合計額が43万円に被保険者1人当たり28万5千円を加算した額を超えない世帯の場合（5割軽減）

（給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算）

① 被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第2号オ）

$$9,500 \text{ 円} \times 5 / 10 = 4,750 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 4,750 \text{ 円})$$

② 世帯別平等割額の減額は（条例第13条第1項第2号エ）

$$5,260 \text{ 円} \times 5 / 10 = 2,630 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 2,630 \text{ 円})$$

(4) 総所得金額等の合計額が43万円に被保険者1人当たり52万円を加算した額を超えない世帯の場合（2割軽減）

（給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算）

① 被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第3号オ）

$$9,500 \text{ 円} \times 2 / 10 = 1,900 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 7,600 \text{ 円})$$

② 世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第3号カ）

$$5,260 \text{ 円} \times 2 / 10 = 1,060 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 4,200 \text{ 円})$$

年度別負担状況

区 分 年 度 等	調定見込額 千円	世 帯 数 世帯数	被保険者数 人	1世帯当り 負担額 円	被保険者1人 当り負担額 円	負担限度額 千円	限度額 超過件数 件	備 考
平成29年度(イ)	27,027	741	994	36,474	27,190	160	19	
平成30年度(ロ)	17,840	661	936	26,989	19,060	160	9	
平成元年度(ハ)	17,078	634	831	26,937	20,552	160	6	
令和2年度(ニ)	18,675	615	802	30,366	23,286	170	4	
令和3年度(ホ)	17,306	574	742	30,150	23,323	170	7	
増減(ホ) - (ニ)	-1,369	-41	-60	-216	37	0	3	
比 率 %	(ロ) ÷ (イ)	66.0	89.2	94.2	74.0	70.1	100.0	47.4
	(ハ) ÷ (ロ)	95.7	95.9	88.8	99.8	107.8	100.0	66.7
	(ニ) ÷ (ハ)	109.4	97.0	96.5	112.7	113.3	106.3	66.7
	(ホ) ÷ (ニ)	92.7	93.3	92.5	99.3	100.2	100.0	175.0

税率等の対比

区 分 年 度 別	A 平成30年度	B 令和元年度	C 令和2年度	D 令和3年度	対 比			%	備 考
					B ÷ A	C ÷ B	D ÷ C		
税 率	所得割額	2.7%	2.9%	2.8%	2.5%	107.4	96.6	89.3	
	資産割額	18.0%	16.3%	18.9%	18.2%	90.6	116.0	96.3	
	均等割額	8,100円	8,310円	9,490円	9,500円	102.6	114.2	100.1	
	平等割額	4,920円	4,670円	5,310円	5,260円	94.9	113.7	99.1	
7 割 軽減	被保険者 1人当り	5,670円	5,820円	6,650円	6,650円	102.6	114.3	100.0	
	世帯平 等割額	3,440円	3,270円	3,720円	3,690円	95.1	113.8	99.2	
5 割 軽減	被保険者 1人当り	4,050円	4,160円	4,750円	4,750円	102.7	114.2	100.0	
	世帯平 等割額	2,460円	2,340円	2,660円	2,630円	95.1	113.7	98.9	
2 割 軽減	被保険者 1人当り	1,620円	1,670円	1,900円	1,900円	103.1	113.8	100.0	
	世帯平 等割額	980円	940円	1,070円	1,060円	95.9	113.8	99.1	

(軽減世帯の実質負担額)

7 割 軽減	被保険者 1人当り	2,430円	2,490円	2,840円	2,850円	102.5	114.1	100.4	
	世帯平 等割額	1,480円	1,400円	1,590円	1,570円	94.6	113.6	98.7	
5 割 軽減	被保険者 1人当り	4,050円	4,150円	4,740円	4,750円	102.5	114.2	100.2	
	世帯平 等割額	2,460円	2,330円	2,650円	2,630円	94.7	113.7	99.2	
2 割 軽減	被保険者 1人当り	6,480円	6,640円	7,590円	7,600円	102.5	114.3	100.1	
	世帯平 等割額	3,940円	3,730円	4,240円	4,200円	94.7	113.7	99.1	

この金納付金の例として、50:50の利益配分を

[illegible]

O

O